

報道資料

令和5年8月24日
障害福祉課
社会参加・障害理解促進係
森本・坂本
0742-27-8922（内2839）

身体障害者手帳情報と個人番号の紐付け誤りについて

県が実施している身体障害者手帳の発行事務において、身体障害者手帳情報に誤った個人番号が紐付けられていた事案が判明しました。

身体障害者手帳は、身体に障害のある方が各種の福祉サービスを受けるために必要となるもので、申請の受付は市町村が、発行は県が行っています（中核市である奈良市を除く）。

1 概要

身体障害者手帳の交付申請を受け付けた市町村において、誤って同じ市町村在住の別の方の個人番号を申請書に記載したため、市町村から申請書の進達を受けた県が、身体障害者手帳情報に申請書に記載のあった別の方の個人番号を紐付けたものです。

2 経緯

令和4年（新規申請）

9月5日 A氏の身体障害者手帳の交付申請時に、受付を行った上牧町において、同町内のB氏の個人番号を誤って交付申請書の個人番号欄に記載

9月16日 上牧町から県へ、誤った個人番号が記載された交付申請書の進達

9月29日 県障害福祉課が、A氏の身体障害者手帳情報とB氏の個人番号との紐付け業務を実施

令和5年（上牧町による点検）

7月3日 令和5年8月8日公表の紐付け誤りの案件を受け、上牧町で同じ誤りがないか点検を開始

8月15日 点検の中で、A氏の申請書にB氏の個人番号が記載されていることを確認

8月17日 県でA氏の手帳情報と個人番号の紐付けを確認し誤りが判明
判明時点で紐付けを解消

3 誤りの原因

令和4年の申請時に、マイナンバーカードの持参がなかったため、上牧町の職員が住基ネットでマイナンバーを確認し記入しようとしたところ、同日に進達予定のB氏の個人番号を申請書に誤って転記したことによるものです。

4 個人が特定される情報の流出

個人が特定される情報の流出はありません。

5 再発防止に向けて

- ・国が来月中をめどに実施するマイナンバー登録等にかかる横断的な省令改正やガイドライン策定などの再発防止策も注視しながら、県でも引き続き、身体障害者手帳システムで同じ個人番号が登録できないようにするなどのシステム改修を早急に検討してまいります。